

加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループの設置について（案）

（平成 27 年 9 月 29 日 食品安全委員会決定）

1 加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ設置の趣旨

加熱時に生じるアクリルアミド（以下「アクリルアミド」という。）については、平成 23 年 3 月 31 日に開催された第 376 回食品安全委員会において食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことが決定された後、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を行ってきたところである。

これまで化学物質・汚染物質専門調査会は、自然界に存在する元素や分子・イオン（例：鉛、ヒ素等）から、食品や水中に含まれる物質の化学反応によって生じるもの（例：アクリルアミド、有機ハロゲン化合物等）まで多岐にわたる評価対象物質の調査審議を行ってきた。しかしながら、これら多岐にわたる評価対象物質の調査審議をより適切かつ迅速に行うには、評価対象物質ごとに高い専門性を有する科学者による調査審議を行う必要がある。そのため、これまで化学物質・汚染物質専門調査会が所掌してきた評価対象物質の調査審議については、原則、評価対象物質ごとにワーキンググループを食品安全委員会の下に設置して行うこととする。

このため、アクリルアミドについて、食品安全委員会に、「加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。これに伴い、汚染物質等専門調査会（平成 27 年 10 月 1 日改称）においては、WG の所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WG は、加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- （１）WG は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- （２）WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- （３）座長は、WG の事務を掌理する。
- （４）座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （５）WG の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成27年10月1日から施行する。